



2009

お知らせ版

広報ひこね 12/15

2	平成20年度彦根市決算 連結財務書類4表を公表します	7	連載企画 -発見 彦根の文化財 第8回 - 金亀会館をご寄付いただきました
4	寒さから水道管を守りましょう	16	年末年始の市の業務

障害者雇用推進事業所 を表彰しました

彦根市・彦根商工会議所・稲枝商工会では、社会における障害者雇用の重要性を広め、障害者雇用の促進と就労の安定を図るため、障害者雇用に対して理解と熱意のある事業所を表彰しています。

今年は、審査の結果、次の3事業所を被表彰事業所として決定し、11月20日(金)に表彰式を行いました。

◆株式会社 伊藤仏壇

事業所の業務概要と受賞理由

各宗仏壇仏具の製造販売を行っている事業所で、従業員数48人のうち2人を雇用しており、障害者の雇用率は4.17%です。

(株)伊藤仏壇では、できる限り製造作業中に体の移動が少なくなるよう製造工程と作業工程の見直しを行うなど、きめ細かな職務配置を行い、身体障害者の職場定着に積極的に取り組んでいます。

◆社会福祉法人 大樹会

事業所の業務概要と受賞理由

高齢者福祉施設や保育所などを運営している事業所で、従業員数150人のうち4人を雇用しており、障害者の雇用率は2.67%です。

(社福)大樹会では障

害者の職場実習を積極的に受け入れるとともに、職場実習後に職員として採用し、障害者の雇用に積極的に取り組んでいます。

◆株式会社 千成亭

事業所の業務概要と受賞理由

近江牛などの卸売および飲食店を営んでいる事業所で、従業員が128人のうち3人(重度障害者3人)を雇用してお

り、障害者の雇用率は4.69%^{*}です。(株)千成亭では、障害者の職場実習を積極的に受け入れるとともに、職場のバリアフリー化を行い、職場環境の整備にも積極的に取り組んでいます。

※重度障害者は2人に換算するため、障害者の雇用人数は6人として雇用率を算出しています。

問い合わせ先 困商工課
30-6119番、FAX22-1398番



▶受賞者写真・左端三人目から順に、(社福)大樹会、(株)千成亭、(株)伊藤仏壇

平成20年度彦根市決算 連結財務書類4表を公表

彦根市では、財産と将来負担を適切に把握し、より分かりやすく財政状況が理解できるように、企業会計的手法を取り入れて、彦根市が現在までに取得した資産や負債、行政サービスに要した経費などを財務書類にまとめ、彦根市の財政の実態をお知らせしています。

今年度から「総務省方式改定モデル」を用いて作成した4表を公表します。また、前年度までの普通会計（一般会計）、住宅新築ならびに改修資金貸付事業特別会計と休日急病診療所事業特別会計を加えたものに、今回、今から彦根市の特別会計や、彦根市と連携して行政サービスなどを実施している団体などを含めた連結財務書類についても同時に公表します。

彦根市はこれからも、資産と債務の適切な管理に努め、さらなる行政のスリム化とコストの縮減を図っていきます。

※市民一人あたりは、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口10万9,766人で算出しています。

問い合わせ先 困財政課 ☎3016107番 FAX 2211398番

行政コスト計算書

彦根市が提供する経常的な行政サービスに要した費用（コスト）と受益者負担である使用料などの収入を表します

各項目の数値は、上段：総額、中段：市民一人あたりの金額、下段：構成比

項目	普通会計	連結
○人にかかるコスト 議員、委員等報酬および職員給など	69億9,962万円 6万4,054円 23.4%	122億67万円 11万1,650円 19.5%
○物にかかるコスト 光熱水費、委託料、施設の運営管理費など	79億5,448万円 7万2,793円 26.6%	160億6,506万円 14万7,014円 25.7%
○移転支的コスト 補助金や社会保障給付、特別会計への繰出金など	142億7,477万円 13万630円 47.7%	308億9,972万円 28万2,768円 49.3%
○その他のコスト 公債費の利子など	7億1,053万円 6,502円 2.3%	34億5,585万円 3万1,625円 5.5%
経常行政コスト合計（A）	299億3,940万円 27万3,979円 100.0%	626億2,130万円 57万3,057円 100.0%
項目	普通会計	連結
○使用料・手数料、分担金・負担金・寄付金	21億7,923万円 1万9,942円 100.0%	119億1,274万円 10万9,015円 43.7%
○保険料 国民健康保険料・介護保険料など	—	39億8,072万円 3万6,428円 14.6%
○事業収益 病院事業収益、下水道使用料など	—	112億8,213万円 10万3,244円 41.3%
○その他特定行政サービス収入	—	1億1,651万円 1,066円 0.4%
経常収益合計（B）	21億7,923万円 1万9,942円 100.0%	272億9,210万円 24万9,753円 100.0%
純経常行政コスト（A）-（B）	277億6,017万円 25万4,037円	353億2,920万円 32万3,304円

純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部（今までの世代が負担してきた部分）の変動について、1年間にどのような増減があったかを表します

項目	普通会計	連結
①期首純資産残高（平成19年度貸借対照表の純資産合計）	1,121億2,212万円	1,398億2,760万円
②純経常行政コスト	△277億6,017万円	△353億2,920万円
③一般財源	230億4,655万円	230億4,522万円
④補助金等受入（国庫支出金、県支出金）	50億4,205万円	130億6,790万円
⑤その他（上記以外の理由による増減）	1億2,712万円	7億1,111万円
期末純資産残高（平成20年度貸借対照表の純資産合計①～⑤の計）	1,125億7,767万円	1,413億2,263万円

資金収支計算書

行政活動における資金（現金）の増減内訳を表します

項目	普通会計	連結
(1)経常的収支	85億1,049万円	86億5,292万円
支出（人件費・社会保障給付など）	234億4,899万円	552億3,918万円
収入（地方税・国庫補助金など）	319億5,948万円	638億9,210万円
(2)公共資産整備収支	△15億9,901万円	△28億3,243万円
支出（公共資産整備支出など）	31億8,307万円	57億8,927万円
収入（国庫補助金・地方債など）	15億8,406万円	29億5,684万円
(3)投資・財務的収支	△72億3,425万円	△75億1,387万円
支出（貸付金・地方債償還額など）	84億6,609万円	127億4,114万円
収入（貸付金回収額・地方債発行額など）	12億3,184万円	52億2,727万円
A 翌年度繰上充用金増減額	—	△1億4,309万円
B 当年度歳計現金（資金）増減額（1)+(2)+(3)	△3億2,277万円	△16億9,338万円
C 期首歳計現金（資金）残高	8億2,337万円	86億5,421万円
D 期末歳計現金（資金）残高 A+B+C	5億60万円	68億1,774万円

目的別行政コスト計算書

各項目の数値は、上段：経常行政コスト、下段：市民一人あたりの経常行政コスト

	生活インフラ	教育	福祉	環境衛生	総務	その他
目的	 道路、公園、下水道など	 小・中学校、幼稚園など	 保育所、福祉サービス、国民健康保険など	 予防接種、病院、水道、清掃センターなど	 庁舎、支所、出張所など	 議会、消防、産業振興、支払利息など
会普計通	50億1,772万円 4万5,918円	41億2,742万円 3万7,770円	98億5,135万円 9万151円	32億9,415万円 3万145円	38億1,305万円 3万4,894円	38億3,571万円 3万5,101円
連結	53億9,578万円 4万9,378円	41億2,742万円 3万7,770円	304億1,179万円 27万8,303円	126億7,379万円 11万5,980円	38億2,854万円 3万5,036円	61億8,398万円 5万6,590円

行政コスト計算書から分かったこと

- 経常行政コスト
 - ◆普通会計の経常行政コストは、職員数の減少および退職手当引当金繰入等の減少などにより、前年度から1億5,308万円（市民一人あたり2,232円）減少しています。
 - ◆連結と普通会計との経常行政コストの差額は326億8,190万円（主

なものは病院事業91億2,106万円、下水道事業関連44億3,732万円、国民健康保険事業90億664万円など）となっています。

- 経常収益
 - ◆普通会計の経常収益合計は、観光事業特別会計の閉鎖に伴う城山観覧料の増収等により、使用料・手数料が3億432万円（市民一人あたり2,757円）増加しました。

連結の範囲について



※連結した一部事務組合・広域連合は8つあり、次のとおりです。彦根市犬上郡営林組合、彦根市米原市山林組合、彦根市米原市造林組合、滋賀県自治会館管理組合、彦根市上広域行政組合、滋賀県市町村職員研修センター、滋賀県市町村交通災害共済組合、滋賀県後期高齢者医療広域連合。

貸借対照表

行政活動によって作られた道路、建物や土地などの資産と、それに要した負債や財源との関係を表します

項目	普通会計	連結
借方		
資産の部		
公共資産 施設や道路や公園の土地・建物などの有形固定資産と、売却可能資産	1,375億8,782万円 125万9,085円	2,527億1,475万円 231万2,628円
投資等 土地開発公社への出資金、教育施設整備基金など	151億7,200万円 13万8,841円	80億2,660万円 7万3,453円
流動資産 現金や現金化が容易な財政調整基金など	27億5,164万円 2万5,181円	98億3,275万円 8万9,981円
資産合計	1,555億1,146万円 142万3,107円 基金として 56億1,007万円 5万1,339円	2,705億7,410万円 247万6,062円 基金として 62億5,293万円 5万7,221円

※各項目、上段が総額、下段が市民一人あたりの金額です

貸借対照表から分かったこと

- 資産
 - ◆普通会計の公共資産合計は、減価償却費が公共資産整備額を上回ったことなどで、前年度から5億3,387万円（市民一人あたり8,703円）減少しました。
 - ◆連結の資産合計は普通会計の約1.7倍で、その差額は1,150億6,264万円（主なものは下水道事業関連700億1,405万円、病院事業172億2,963万円、水道事業265億7,904万円、土地開発公社37億8,146万円など）
 - ◆貯金にあたる各種基金の合計は市民一人あたり、普通会計で5万1,339円となり、福祉・保健・医療基金の取崩しなどの影響で、前年度から3,733円減少しました。

貸方

項目	普通会計	連結
負債の部		
負債 地方債の残高や退職手当引当金など	429億3,379万円 39万2,893円 地方債として 347億9,565万円 31万8,420円	1,292億5,147万円 118万2,799円 地方債および長期借入金として 1,131億5,078万円 103万5,459円
純資産の部		
純資産 資産から負債を除いた差額で、資産形成に充てられた国・県支出金および、一般財源などの累計額	1,125億7,767万円 103万214円	1,413億2,263万円 129万3,263円
負債・純資産合計	1,555億1,146万円 142万3,107円	2,705億7,410万円 247万6,062円

（平成21年3月31日現在）

●負債

- ◆普通会計の負債合計は、地方債の償還が進んだため前年度から27億9,498万円（市民一人あたり2万6,841円）減少しました。
- ◆連結の負債合計は普通会計の約3.0倍で、その差額は863億1,768万円（主なものは、下水道事業関連540億5,858万円、病院事業24億9,953万円、土地開発公社27億9,872万円など）
- ◆借金にあたる地方債残高の合計は、市民一人あたり、普通会計で31万8,420円となり、補償金免除繰上償還の実施などにより、前年度から2万4,968円減少しました。

寒さから水道管を守りましょ

防寒のしかた

保温材を蛇口のところまで巻いてください。毛布・布などを保温材として利用したときは、その上から「二重」などを巻いてください。

水道管が凍りついて水が出ないときは？

タオルをかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりかけて水を溶かしてください。

水道管が破裂したときは？

水道メーターボックス内のバルブを閉め、破裂した部分に布やテープを巻いて応急手当をし、彦根市指

定給水装置工事事業者（以下 指定工事事業者）に修理を依頼してください。

▼屋内修理は、必ず指定工事事業者で行ってください。なお、修理にかかる費用につきましては、お客様の負担になります。

ご注意ください。◎水道の給水に関する工事は法令の基準に適合することを確保するため、水道法や彦根市の条例の規定により、指定工事事業者が、施工することが定められています。なお、指定工事事業者名は、彦根市ホームページ（水道部工務課）に掲載しています。

問い合わせ先 水道部業務課 ☎22-2722番、FAX 24-4054番

彦根市上下水道料金のお客様サービスセンターの紹介

水道部では、平成20年1月1日から窓口開設日や営業時間の拡大など、サービス向上を目的に、業務の一部を民間委託し、彦根市上下水道料金お客様サービスセンターを設けました。

- ①水道使用の開始・休止（開栓・休栓・名義変更のお申し込み）
- ②水道料金・下水道使用料のお支払い
- ③検針に関するお問い合わせなど

窓口開設時間 月～金曜日 午前8時30分～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時

水道部からのお願い

積雪時の検針にご協力を

積雪時は、メーターボックスの上の雪を取り除いてください。メーターボックスの上には、雪や物などを絶対に置かないようにしていただき、検針にご協力をお願いします。

◎水道を使用する人は、市条例の規定により、善良な管理をしていただくこととなっています。

給水工事について

家屋などの新築、改築に伴って、水道給水装置工事（新築・増設・改造）をするときは、必ず着工前に、指定工事事業者を通じて水道部への給水申し込みをしてください。

開栓・閉栓の手続きについて

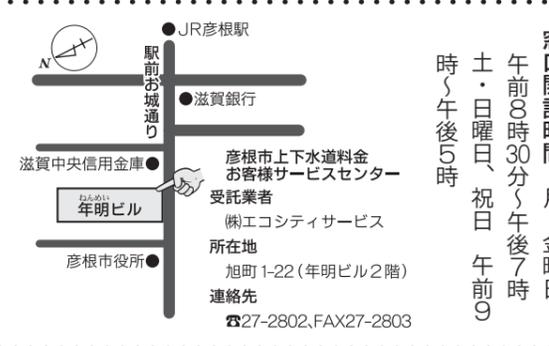
転居などにより、水道の開栓・閉栓をされる場合は、彦根市上下水道料金お客様サービスセンター（㈱エコシティサービス）へ連絡してください。なお、3日前までに手続きをお願いします。

水道料金のお支払いについて

水道事業は、水道を使用されるお客様からお支払いいただく水道料金によって成り立っています。お支払いいただけないと、給水をお断りしますので、必ず期限内にお支払いください。

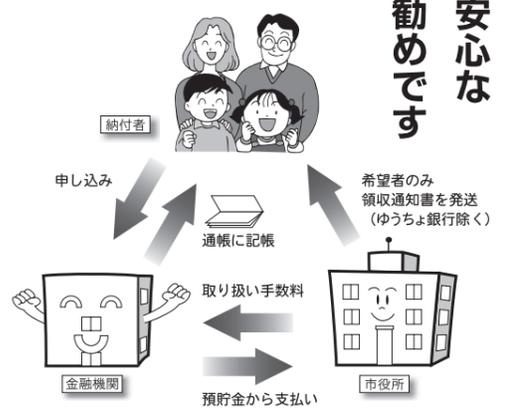
期限内にお支払いがない場合、料金とは別に手数料が加算されます。なお、督促を放置されますと、簡易裁判所への支払督促の申立を行います。

平成21年10月までの給水停止実施および裁判所への申し立て件数
給水停止実施件数（平成21年度分） 64件
裁判所申立実績件数（累計） 87件（内訳：平成18年度1件、平成19年度28件、平成20年度58件）



市税などの納付には、便利で安心な口座振替制度がお勧めです

「平日の昼間には、金融機関に行く時間がない」、「ついつい納付期限を忘れてしまう」そんなあなたに、便利な口座振替制度の利用をお勧めします。口座振替なら、納期ごとに窓口へ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく、安心です。一度申し込みの手続きをされずと、翌年以降も継続して自動振替されます。



※口座振替なら、市役所が金融機関に支払う取り扱い手数料が金融機関での窓口払い取り扱い手数料よりも安く、市から皆さんへの納付書の発送も不要になります。口座振替を利用して、コスト削減にご協力ください。（皆さんの手数料負担はありません）

申し込みの手続き

あなたの預貯金口座のある取扱金融機関の窓口で、「彦根市市税等口座振替依頼書」に預貯金通帳と通帳使用印鑑を添えてお申し込みください。用紙は、それぞれの業務担当課、届出納室（市役所1階）市内の各金融機関の窓口にあります。

- ▼大垣共立銀行
- ▼京都銀行
- ▼滋賀県信用組合
- ▼滋賀県民信用組合
- ▼商工組合中央金庫
- ▼東びわこ農業協同組合
- ▼ゆうちょ銀行（郵便局）

- ▼固定資産税
- ▼軽自動車税
- ▼市県民税（普通徴収）
- ▼国民健康保険料（普通徴収）
- ▼介護保険料（普通徴収）
- ▼後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- ▼市営住宅家賃
- ▼上・下水道料金
- ▼し尿処理手数料
- ▼下水道受益者負担金・分担金

- ▼取扱金融機関
- 次金融機関の、本各支店（市外の店舗を含む）で取り扱います。
- ▼滋賀銀行
- ▼りそな銀行
- ▼滋賀中央信用金庫
- ▼びわこ銀行
- ▼近畿労働金庫

- ▼振替できる税目など
- ▼固定資産税
- ▼軽自動車税
- ▼市県民税（普通徴収）
- ▼国民健康保険料（普通徴収）
- ▼介護保険料（普通徴収）
- ▼後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- ▼市営住宅家賃
- ▼上・下水道料金
- ▼し尿処理手数料
- ▼下水道受益者負担金・分担金

領収の確認

原則として、口座振替済領収通知書の発行は省略されています。領収については、預貯金通帳の記帳などにより、振替済であることを確認してください。

また、軽自動車税の口座振替を利用している人で、車検が必要な車種の所有者には、

市税等納期一覧

科目	納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 固定資産税			1期		2期					3期		4期	
② 軽自動車税			全期										
③ 市県民税				1期		2期			3期			4期	
④ 国民健康保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑤ 介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑥ 後期高齢者医療保険料					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
⑦ 市営住宅家賃		毎月納期（納付書は4月に発送）											
⑧ 上・下水道料金		隔月納期（納付書は隔月発送）											
⑨ し尿処理手数料		隔月納期（納付書は隔月発送）											
⑩ 下水道受益者負担金・分担金		(1年目)		1期		2期		3期		4期		5期	6期
		(2年目)		5期		6期		7期		8期		9期	10期
		(3年目)		9期		10期							
⑪ 農村下水道使用料		偶数月納期（納付書は偶数月発送）											
⑫ 保育料		毎月納期											
⑬ 放課後児童クラブ利用料		毎月納期											

車検用納税証明書を送ります。 ※領収通知書の送付を希望する人は、各担当課にお申し出ください。なおゆうちょ銀行をご利用の場合は、自動払込規定により省略しています。

問い合わせ先 納税課 ① ☎30-6109番、② ☎30-6133番、③ ☎30-6109番、④ ☎30-6133番、⑤ ☎30-6133番、⑥ ☎30-6133番

7番、⑦ 市営住宅管理室 ☎30-6123番、彦根市上下水道料金お客様サービスセンター ☎27-2802番、⑧ 水道部業務課 ☎30-6127番、⑨ 生活環境課 ☎30-6116番、⑩ 下水道部管理課 ☎22-5458番、⑪ 林水産課 ☎30-6118番、⑫ 子育て支援課 ☎23-9590番

市民課からのお知らせ

問い合わせ先 困市民課 30-6-1
11番 FAX 2122200番

住民基本台帳カード 無料交付期間中です

●申請には、本人確認ができるもの（最新の住所記載の運転免許証、パスポートなど）が交付された顔写真付きの公的証明書で有効期限内のもの）と、写真付きを希望する場合は6か月以内に撮影した証明書用写真（縦4.5cm×横3.5cm、正面・無帽・無背景、カラー・白黒どちらでも可）を1枚持参してください。

●本人確認ができない場合、または、代理人に手続きを依頼する場合は、本人あてに照会文書を郵送して本人の意思確認を行いますので、即日交付はできません。

●写真付きを希望する場合は、申請時またはカード受領時に必ず本人が窓口にお越しください。

●申請には、本人確認ができるもの（最新の住所記載の運転免許証、パスポートなど）が交付された顔写真付きの公的証明書で有効期限内のもの）と、写真付きを希望する場合は6か月以内に撮影した証明書用写真（縦4.5cm×横3.5cm、正面・無帽・無背景、カラー・白黒どちらでも可）を1枚持参してください。

●本人確認ができない場合、または、代理人に手続きを依頼する場合は、本人あてに照会文書を郵送して本人の意思確認を行いますので、即日交付はできません。

●写真付きを希望する場合は、申請時またはカード受領時に必ず本人が窓口にお越しください。

印鑑登録の手続きについて

印鑑登録は、私人の権利関係を印鑑証明書によって公にしようとするために、その印鑑の印影を市に備えつけている印鑑簿に登録することです。印鑑登録をすることができず、彦根市の住民基本台帳または外国人登録されている人（15歳未満の人または被成年後見人は除く）です。登録できる印鑑は、一人につき1個です。

帳または外国人登録されている人（15歳未満の人または被成年後見人は除く）です。登録できる印鑑は、一人につき1個です。

交付手数料 300円。ただし、紛失などによる再交付

には手数料500円が必要
です。

登録することのできない印鑑
彦根市印鑑条例により次の
事柄のいずれかに該当する印
鑑は登録できません。

▼住民基本台帳または外国人
登録原票に記載または外国人
登録されている氏名、氏もしくは
は名または氏名の一部を組
み合わせたもので表
わしていないもの

▼職業、資格その他氏
名以外の事項を表
わしているもの

▼ゴム印その他の印
鑑で変形しやすい
もの

▼印影の大きさが一
辺の長さ8mmの正
方形に収まるもの、
または一辺の長さ
25mmの正方形に収
まらないもの

▼印影を鮮明に表わ
しにくいもの

▼その他登録を受け
ようとする印鑑と
して適当でないもの

住民基本台帳カードに ついて

▼彦根市に住民登録のある人
は、申請すると住民基本台
帳カードの交付が受けられ
ます。

▼種類は、写真付きと写真な
しの2種類があります。

▼写真付きの住民基本台帳
カードは、運転免許証やパ
スポートなどと同じように
公的な身分証明書（本人確認
書類）として利用できます。

▼住民基本台帳カードに公
個人認証による電子証明書
（手数料500円）を設定する
と、所得税の確定申告など
に利用できます。

無料交付期間 平成23年3月
31日まで

※ただし、紛失などによる再
交付は手数料500円が必
要です。

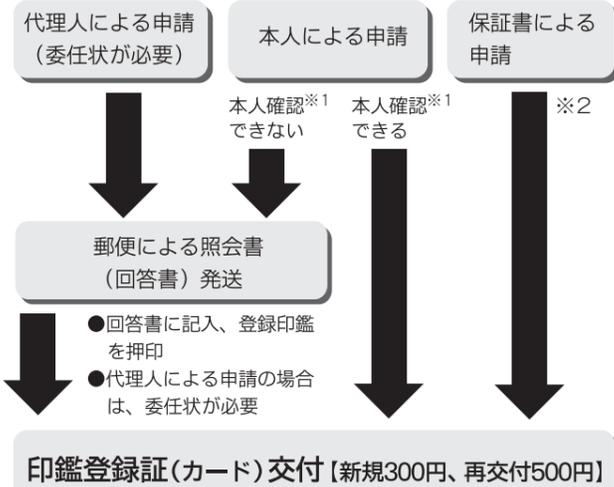
申請受付日時：月～金曜日の
午前8時30分～午後5時15
分（祝日・年末年始を除く）

※電子証明書の発行が必要
な場合は、午後5時までに
越してください。

公的個人認証サービス
の一時停止について

新システムへの切替え作業
のため、12月28日（月）は、公的
個人認証の電子証明書発行・
失効などの業務を停止します
ので、ご了承ください。

印鑑登録証発行までの流れ



※1 官公署が発行した顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）、外国人登録証明書など）による本人確認。

※2 保証人の住所・氏名・生年月日・印鑑登録証の番号記載、登録印鑑の押印が必要。

連載企画「発見彦根の文化財 第8回」 「金亀会館」をご寄付いただきました

中央町にある「金亀会館」は、彦根藩校の唯一現存する建物として彦根市指定文化財となつています。これまで本願寺の金亀教堂として宗教活動に利用されてきましたが、今回、本願寺から彦根市にご寄付をいただきました。彦根市では、藩校教育の殿堂として大切に守り伝えるため、「歴史まちづくり法」に基づく事業補助を得て建物修理に着手します。この「金亀会館」をご紹介します。

藩校「弘道館」

江戸時代、とくに後半になると、各藩とも藩士の文武奨励のため藩校設立の機運が盛り上がり、各地で藩校が設立されました。彦根藩でも寛政6年（1794）に11代井伊直中のもとで藩校設立が決議され、同9年には城下第2郭の地（現在の彦根市立西中学校運動場辺り）に起工、同11年、藩校稽古館として開校しました。

開校から31年を経た天保元

年（1830）、12代井伊直亮は、藩校の名称を弘道館に改めるとともに洋学を講義に取り入れるなど、藩校の改革を実施します。明治4年（1871）の廃藩置県により廃止されるまで、弘道館は藩士教育に多大な成果をあげました。この間、儒学者の龍草蘆や、直弼の開国論に大きな影響を与えた中川祿郎、国学者のちに直弼の腹心となる長野義言など、優れた教授陣も輩出しています。

金亀会館

金亀会館は、藩校弘道館の講堂を大正12年に中央町の現在地に移築した建物です。講堂は、中央に「本堂」、周囲に「庇」、さらに前後には「孫庇」を設け、正面中央に切妻屋根の玄関を付けています。後ろの孫庇の中央は1段高くして「仏間」に利用されています。器などが置かれる空間ではなく、かたがと考えています。この講堂を用いて、多くの教授

陣がさまざまな講義をしたこと
とでしょう。

弘道館には、講堂のほかにも剣術・槍術・弓術・馬術などを習う施設や、諸学を学ぶ学寮が建っており、敷地面積はおよそ6,000㎡ほどあります。

金亀会館は、現在、建物調査を実施していますが、今後、保存のための修理を行い、修理の完成の後には、藩校の姿を留める唯一の建物として、



▲現在の弘道館の建物内部

皆々へのお願い

困教育委員会文化財課では、弘道館ゆかりの資料を探しています。今後の修理や活用の参考資料にしたいと考えています。ご存知の人は文化財課までご連絡ください。

問い合わせ先 困教育委員会
文化財課 ☎26-5833
☎ FAX 26-5899
番、Eメール: bunkazai@mx.hikone.ed.jp

第8回 彦根市環境審議会を 開催します

彦根市環境審議会は、彦根市環境基本条例に基づき、市の区域における良好な環境保全と創出に
関し基本的事項を調査審議する機関です。

今回の審議会においては、彦根市の環境の現状と課題について見直し、取り組むべき目標ごとの具体的な行動について審議される予定です。

会議は公開され、傍聴することができ、傍聴希望する人は、審議会開催日の午前中までに困生活環境課に申し込んでください。ただし、先着5人までとします。

日時 12月22日（火）
午後3時から
場所 市役所3階 31会議室

問い合わせ先 困生活環境課 ☎30-6116番
FAX 27-03995番

こんな相談ありました!!

内職商法にご注意を!

消費生活相談窓口 ☎22-1411 番内線173番



相談事例1

新聞の折り込み広告にボールペンの試し書きの内職を見つけた。「月額6万円以上可能。自宅で空いた時間に副収入。書き具合を見るだけの簡単な仕事」などあったので夫婦で契約し、内職材料が届いたときに登録手数料2人分6万円を宅配業者に払った。ネットの書き込みで悪質業者と分かったので解約したい。契約書類には「解約はいつでもできるが、登録手数料は返金しない」とあるが、どうにもならないのか。(30歳代 夫婦)

相談事例2

新聞の求人折り込み広告に「パチンコの打ち子で高額副収入」というのを見つけた。夫婦で問い合わせた。内容は、ユウギ協会とパチンコ台メーカー協賛で広告掲載業者がパチンコ台を管理している。人気の有無でパチンコ台の使用にムラが出



るので、不人気な台を活性化させる仕事。仕事前に業者に電話し、指定された台で5〜7千円分パチンコをすれば、10万円ほどの当りが出るよう、そのパチンコ台を遠隔操作する。儲けの半分を業者に送金し残りが収入になる。このような説明で、広告には書いてなかった諸経費2人分80万円を、借金して振り込み契約した。2日ほど指示どおりに実行したが当たらず、業者に連絡すると「珍しいことが起きた」と言われ、だまされたと気付いた。振り込んだ銀行に相談すると、警察と消費者センターへの相談を勧められた。(30歳代 夫婦)

長引く不況で賃金や当てにしていたボーナスが減るなど、思い描いている人生設計に変更が生じている人もいると思います。生活費補てんのため、住宅ローン返済のためと理由はさまざまですが、「空いた時間に楽に副収入!」というキャッチフレーズに心引かれる人も多いことでしょう。

事例1の仕事内容は、単にボールペンの書き具合を見るのではなく、400字ほどの文章が手本として配布され、「コピーでもしたように手本どおりに、手書き500枚ができないと、約束の収入にはならないというものでした。受け取った内職材料はボールペン数本と白紙500枚。非常に困難な仕事内容ですし、3万円ですれらを買ったようなものでした。「解約はいつでもできるが、登録手数料は返金しない」とありましたが、クーリングオフを通知し、当窓口からの交渉で2か月後に返金されました。

事例2は「パチンコ・パチスロ必勝法、攻略法」などの情報販売と同種被害で、全国的に発生しています。(社)日本遊技関連事業協会に問い合わせたと

ころ「ユウギ協会」というものではなく「必勝法、攻略法、遠隔操作」というものは存在しないということでした。さらに、「攻略情報自体が虚偽である」との裁判所の判断も出ています。このケースはだます目的で広告まで出す悪質なケースで、消費者相談窓口だけでは被害回復は困難と判断し、同種の被害対策弁護士に対応を依頼しました。後日、契約書上の業者の住所は架空の住所でしたが、弁護士の尽力で2分割での返金合意され、合意書も交わされました。その後、半額は返金されたとの報告があり、あと半額の返金を待っている段階です。弁護士が介入しても返金されないケースも多く、合意書を交わしても返金が行われるまで信用できない」ということでした。世の中にうまい話はありません。通常、払ってしまったお金を取り戻すのは非常に困難です。両事例とも幸運なケースなのです。くれぐれもご注意ください。万一の時には困消費生活相談窓口までご相談ください。



はーとふるるメッセージ

2008

特選作品紹介 最終回

学年は、応募時のものです

生かせるユウジン

曾我 愛実さん (東中学校2年)

私は、毎朝ニュース番組を見ます。最近殺人・自殺といった悲しいニュースばかりが当たり前のように報道されています。毎回同じような事件が繰り返され、今年に入ってからでも、数え切れないほどたくさん罪のない人々が命を奪われています。このような事件は減るばかりか、日に日に増しているようにさえ思います。なぜ、こんなにも人を苦しめる悲しい事件はなくなるのでしょつか。

最近、私はある殺人事件に関してのニュース番組を見ました。そこでは、犯人が事件を起こす動機を語っていました。「家族が相談にのってくれなかった。」「仕事がいやになった。」「テレビに出たかった。」「加害者の身勝手な言い訳に憤りを感じましたが、私は、加害者はきつと寂しかったのだらうとも思いました。進学、就職も本人が望むようにはならず、相談する相手も出来ず、何もかもが嫌になって犯罪に手を

のばしてしまったのだと。しかし、彼の「人の命を奪う。」という行為は人間が最もしてはならない事です。その結果、被害者の未来の可能性、輝きが途絶え、周りの人々に大きな悲しみを与えてしまったのです。そして、自分自身も、自分の身内も地獄に陥としてしまったのです。自分の命を自ら絶つという行為も決してしてはならない事です。自分の生きる権利も勝手に奪ってはいけないのだと考えます。その命を産んでくれた親、親せき、友達はどれだけ悲しい思いをするのでしょつか。

私たちは、生きたくても生きられなかった人たちがいる事を忘れてはいけません。今も、病気や栄養不足などで苦しんでいる人たちはたくさんいます。自暴自棄になって、無差別殺人を犯してしまった人や自殺をした人たちは、絶望のどん底にいたかもしれません。しかし、命というものがある限り、生きていく限りは、はい上がるチャンスもあつたのではないでしょつか。私は、もし今自分の境遇に絶望感をもっている人がいるなら、「続く命が与えられているという事、それは、まだ

未来に輝きを見出すチャンスが残されていると言つ事だよ。」と伝えたいです。そして、他人や自分自身の生きる権利は決して奪ってはならないものだと皆がしっかりと認識し、悲劇がなくなり、明るい社会になることを心から願います。私も、両親から尊い命が与えられたのですから、希望を持って強く生きていきたいと思ひます。

選評

本当に嫌な出来事が多くなってきましたね。無差別殺人や自殺は、どのような理由があろうとも自他の生命を尊重するという観点からあってはならないことですね。あなたが主張されているように、生きたくて懸命に努力されている人もおられるのです。また、あなた自身も、両親から受け継いだ尊い生命を精一杯生かし、強く生きようとされている思いが伝わってきます。

標語・中学生の部

見つけよう今の自分のできること

若林

宏和さん (西中学校3年)



平成22年度
入札参加申請の受付

（市契約監理室）

平成22年度に彦根市が発注する物品供給等、測量・建設コンサルタント等業務、その他委託等業務および建設工事の入札等に参加を希望する人の、入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

- ◆ 物品供給等 平成22年1月12日(火)～同27日(水)
 - ◆ その他委託等業務 平成22年2月1日(月)～同10日(水)
- ※ただし、平成21年度に申請した市外業者は、今回申請する必要はありません。

◆ 測量・建設コンサルタント等業務 平成22年2月1日(月)～同10日(水)

※ただし、平成21年度に申請した市外業者は、今回申請する必要はありません。

◆ 建設工事 平成22年2月15日(月)～3月3日(水)

※ただし、平成21年度に申請した市外業者は、今回申請する必要はありません。

◆ 建設工事 平成22年2月15日(月)～3月3日(水)

※ただし、平成21年度に申請した市外業者は、今回申請する必要はありません。

申請書などの交付 平成22年1月6日(水)～(同日以降、彦根市ホームページからダウンロードもできます)

※受付期間内に申請がない場合は、平成22年度の入札参加資格が得られません。なお、資格の期限切れに伴う通知は行いませんので、ご注意ください。

◆ 申請方法 県内業者は市契約監理室に書類を持って申請してください。県外業者については、郵送でも受け付けます。受付期限は受付期間の最終日(当日消印有効)。

◆ 問い合わせ先 市契約監理室 (〒522-1850 1元町4番2号) ☎30-6110番、FAX22-13997番

登録申請を
農業委員会委員選挙人名簿

（市選挙管理委員会）

◆ 登録申請を 毎年1月1日現在で、農業委員会委員選挙人名簿が調製されます。選挙人の資格がある人は、この名簿への登録を申請してください。申請書は、市選挙管理委員会事務局(市役所4階)にあります。

◆ 資格 市内に住所があり、平成22年3月31日現在20歳以上の人で、

期限は2月1日(月)です
償却資産の申告を

（市 税 務 課）

◆ 償却資産とは、事業のために使うことのできる、土地・家屋以外の資産で、その減価償却費が、法人税法または所得税法で定める所得の計算上、損金または必要経費に算入される資産(これに類する資産で、法人税または所得税を課税されていない人が所有する資産を含む)です(左の表参照)。

◆ 償却資産とは、事業のために使うことのできる、土地・家屋以外の資産で、その減価償却費が、法人税法または所得税法で定める所得の計算上、損金または必要経費に算入される資産(これに類する資産で、法人税または所得税を課税されていない人が所有する資産を含む)です(左の表参照)。

償却資産の例

構 築 物	門、塀、庭園、広告塔、舗装路面、仮設の建物、電気設備、空調設備、サービス設備、テナント負担分の内装、建築設備 など
機 械 お よ び 装 置	旋盤、ボール盤、ミシン、ウインチ、ホイスト、クレーン、受変電設備、自走式作業用機械 など
船 舶	ボート、漁船、汽船 など
航 空 機	飛行機、ヘリコプター など
車 両 お よ び 運 搬 具	動力運搬車、手押し車、大型特殊自動車(ただし、自動車税、軽自動車税が課税されているものは除く) など
工 具 ・ 器 具 お よ び 備 品	切削(せっさく)道具、測定工具、陳列ケース、複写機、パソコン、医療機器、ネオンサイン、看板、接客用家具、その他営業用の器具 など

① 10アール以上の農地を耕作している人

② ①の人と同居する親族(6親等以内)またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

③ 10アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員、または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

◆ 申請期限 平成22年1月10日(日)

◆ 申請書提出先 市農業委員会事務局(市役所3階)

◆ 問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局 ☎30-6131番、FAX23-4551番

税申告用の保険料の
納入額をお知らせします

（市 保 険 年 金 課）

◆ 納付額をお知らせします 平成21年中にお支払いになった国民健康保険料(普通徴収分)、介護保険料(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)の納付額を平成22年1月下旬にはがきでお知らせします。所得税・市県民税の申告にご利用ください。

◆ なお、この「お知らせ」には、12月31日の時点で、市県民年金課で確認した納付額を

インターネットでも申告
できます

◆ インターネットでも申告できます 平成21年4月から、エルタックス(eTAX)を利用した、インターネットでの償却資産の申告ができるようになりました。窓口持参や郵送の手間が省けるだけでなく、複数の自治体への申告も一度の送信で済ませることができます。詳しい申告方法は、エルタックスのホームページ(<http://www.etax.go.jp>)をご覧ください。

◆ 問い合わせ先 市税務課資産係 ☎30-6138番、FAX22-13998番

平成22年度 市民体育センターの使用に関する年間使用調整会議を開催します

◆ 市民体育センターでは、より多くの皆さんに施設を効率よくご利用いただくため、使用に関する年間使用調整会議を開催します。

◆ 平成22年度に、大会・イベントなどで、市民体育センターの使用を希望する団体は、申込用紙を提出してください。なお、希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

◆ 申込の条件(次の条件をすべて満たすこと)

- ① 体育・スポーツの振興が目的であること
- ② 参加者がおおむね100人以上であること
- ③ 日程などがすでに決定され、通常の申込(開催日の90日前から)では実施が難しいもの
- ④ ほかの施設では実施できないもの

◆ 申込方法 市民体育センター窓口にある、所定の申込用紙に必要事項を記入し、同センター窓口へ提出してください。

◆ 申込期限 平成22年1月8日(金)(休館日を除く)

◆ 問い合わせ先 彦根市民体育センター ☎23-22993番



宝くじの助成金で
屋外放送設備を整備されました

◆ 宝くじ助成は、地域コミュニケーションの健全な発展を図ることを目的として、(財)自治総合センターが宝くじの収益金を財源に実施しているものです。

◆ 平成21年度、新浜自治会がこの制度を利用して屋外放送設備を整備されました。

◆ 問い合わせ先 市まちづくり推進室 ☎30-6117番、FAX22-13998番



▲整備された放送設備

製造事業所の皆さん
工業統計調査にご協力ください

◆ 12月31日を基準日として、全国一斉に工業統計調査が行われます。

◆ 工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として行われます。

◆ 年末を控え、何かとお忙しい中ですが、調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

◆ なお、調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密は固く守られますので、正確な記入をお願いします。

◆ 問い合わせ先 市企画課 ☎30-6101 FAX22-1398



相 談

※特に記載のないときは、相談料は無料です。

相 談 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
人権なんでも相談	平成22年1月6日(水) 13:00～15:00	相談室（市役所1階）	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 困人権政策課☎30-6115、FAX22-1398
司法書士 無料法律相談	1月16日(土) 9:30～12:30	彦根勤労福祉会館 2階研修室	サラ金、クレジット、少額裁判などの法律相談（3週間前から予約受付）、1人45分
	毎週木曜日 17:30～20:30	ひこね燦ばれず （小泉町）	司法書士総合相談センター彦根☎077-527-5576
行政書士 くらしの無料相談所	毎月第1木曜・第3土曜日 13:00～16:30	滋賀県行政書士会事務局 （滋賀県庁前滋賀会館3階） ☎077-525-0360	遺言書や相続に関する書類作成や、会社設立・営業の許可申請などの相談 電話による予約制（受付時間 月～金曜日8:30～17:00）
消費生活相談	毎週月～金曜日(祝日は除く) 9:15～12:00 13:00～16:00	困生活環境課(市役所1階) ☎22-1411(内線173)	多重債務問題や架空請求への対処、悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、消費生活や契約のトラブルに関する相談
交通事故相談	毎週火・木曜日 9:00～16:00	湖東合同庁舎	被害者、加害者を問わず、専門の相談員が相談に応じます。また電話による相談も受け付けています。（祝日を除く月～金曜日） 県立交通事故相談所彦根分室☎27-2230
多言語電話相談	毎週水・木・金曜日 (祝日は除く) 10:00～12:30、13:30～16:00	☎27-2400 (相談専用電話)	日本の習慣や制度、市役所などでの手続き、生活の中で困ったことなどの相談に3つの言語で対応します。 水曜日＝英語、木曜日＝ポルトガル語、金曜日＝中国語
子ども・家庭相談	毎週月～金曜日(祝日は除く) 8:30～17:15	困家庭児童相談室 ☎23-7838	子どもをはじめとする家庭内の悩み相談（育児不安・児童虐待・夫婦間暴力など）

！！！ 催し物

※特に記載のないときは無料です。

行 事 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
彦根市立病院 糖尿病教室	12月18日(金) 13:30～16:30	市立病院3階講堂	内 容：①糖尿病と歯周病との関係②食欲の冬?!～正月太りを防ぐために③放置すると怖い糖尿病腎症④糖尿病と運動療法～今からできる簡単体操～ 市立病院外来1ブロック ☎22-6050（月～金曜日の午後1時～同5時）
除夜の鐘をつくつどい	12月31日(木) 23:30～0:30	彦根城内時報鐘	当日は、先着順でついでいただきます。参加者に昆布茶を提供します。 彦根城管理事務所☎22-2742
彦根城鏡開き	平成22年 1月4日(月) 11:00～	彦根城内作業所 (餅の配布は各入城門で)	内 容：城内に飾られていた鏡餅を切り分け、先着300人（表門、大手門、黒門各100人ずつ）の入城者に提供します。 彦根城管理事務所☎22-2742
絵本をたのしむ つどい	1月9日(土) 14:00～	市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300	内 容：ブックトーク…テーマにそって本の紹介をしながら絵本を読みます 出 演：ひこね児童図書研究グループ
新成人のつどい	1月10日(日) 10:30～11:40	ひこね市文化プラザ グラウンドホール	内 容：10:30～成人式典、10:55～祝賀記念交歓会 対 象：平成元年4月2日～平成2年4月1日に生まれた人 ※対象になる人には、案内状を送ります。詳しくは、「広報ひこね」11月1日号20ページをご覧ください。 困教育委員会生涯学習課☎24-7971、FAX23-9190

動く図書館 たちばな号

巡回日程【1月前半】 市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐 車 場	時 間
5日(火)	宮田町山田神社 JA東びわこ鳥居本支店駐車場 鳥居本高根団地 小野こまち会館	11:00 13:20 14:10 15:00
6日(水)	太平団地 東山会館 湖上平団地堤医院前	13:20 14:10 15:00
7日(木)	鶯籠町公民館 高宮地域文化センター BSアパート2号棟	13:30 14:20 15:10
8日(金)	清崎町ばんば JA東びわこ本店前駐車場 河瀬地区公民館	13:20 14:10 15:00
12日(火)	多景保育園 長曾根町・エクセレントヒルズ彦根 彦根ニュータウン中央部	13:20 14:10 15:00
13日(水)	楡公民館 昭和電工茂賀ハイッ WAととねす春日(旧広野会館)	13:30 14:20 15:10
14日(木)	鳥居本地区公民館 小泉町百貨卸センター駐車場(東側) 東沼波町秋葉神社 旭森地区公民館	11:00 13:20 14:10 15:00
15日(金)	JA東びわこ種子センター 滋賀観光バス彦根営業所 ローソン彦根外町店駐車場	13:20 14:10 15:00

※駐車場での駐車時間は、30～40分間です。
図書館休館日 1日(金・祝)～4日(月)、11日(月・祝)
1月前半

し尿収集予定日 1月前半

彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

※臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)

※収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。

4日(月)	後三条(下)、芹川、馬場一丁目、馬場二丁目、長曾根、八坂北、開出今団地(第1・3部)、大藪、西今、八坂
5日(火)	中央(第2、3部)、立花、金亀、尾末、大橋、元岡、沼波、城町一丁目、城町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、池州、大藪、開出今蔵の町団地、宇尾、八坂東団地
6日(水)	京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、元、船、旭、中藪一丁目、中藪二丁目、中藪、長曾根南、平田(大沢を除く)、開出今、宇尾
7日(木)	京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、佐和、大東、錦(第1部)、和田、平田(大沢を除く)、開出今、宇尾
8日(金)	京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、橋向、新、芹中、後三条(上)、岡、西沼波(東部を除く)、東沼波、甘呂、竹ヶ鼻
12日(火)	西沼波(東部を除く)、東沼波、甘呂、竹ヶ鼻、龜山地区、稲枝(西)、服部、出路、田原、稲部(稲部)
13日(水)	大堀、日夏、龜山地区、稲枝(西)、肥田(西肥田を除く)、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、金沢(金沢団地)
14日(木)	日夏、大堀、龜山地区、稲枝(東)、稲部(稲部東)、肥田(西肥田)、甲崎、野良田、田附、新海、南三ツ谷
15日(金)	鳥居本地区、日夏、龜山地区、稲部(稲部)、柳川、上西川、下西川、上石寺、下石寺、稲里、上岡部、下岡部、金田、金沢(林、中下、長江)、肥田(西肥田)



第25回 彦根市男女共同参画 フォーラム

「互いに個性を尊重しあい、一人ひとりが輝いて生きられるまち ひこね」の実現に向けて、市民が自ら企画する、男女共同参画フォーラムを開催します。

自らの豊かな人生を育むためにも家庭や地域、職場にある身近なことを話題にします。参加者が笑い、そして楽しみながら、男女共同参画を考えるソフトな感覚の集いにし、フォーラム参加者の広がりを目指すとともに、男女共同参画社会の実現を目指します。

フォーラムのテーマ
あなたの笑顔は
わたしの元氣
あなたの愛は道標！

日時 平成22年1月31日(日)
午後1時20分～午後3時30分(開場 午後1時)

会場 ひこね市文化プラザ
メッセホール

内容 劇団プレイバックカーズによるプレイバックシアター「わたしの介護」
※プレイバックシアターは、観客や参加者が自分の体験したできごとを語り、それを即興で演じる劇です。

託児 無料(0歳から就学前まで。要予約)

参加料 無料

参加方法・問い合わせ先 電話、ファクス、Eメールで、彦根市男女共同参画フォーラム実行委員会事務局(困男女共同参画センター) ☎24-3529番(FAX共用)、Eメール: with.nikone@oboe.ocn.ne.jp

毎月第2土曜日は
ウィズおやこ広場

親子で遊ぶ広場です。土曜日に開催することで、働いている保護者、特にお父さんにも積極的に参加してもらい、子育ての楽しさを体験していただきます。平成22年1～3月は、次の内容で開催します。

広い会場で、思いっきり体を動かしてみませんか。

開催日/内容
1月9日(土) / おはなし会。人形劇を見ます。
2月13日(土) / 季節にあわせたゲームなどを行います。
3月13日(土) / 室内ゆうえんちで遊ぶ。

時間 いずれも午前10時～同11時30分

対象 乳幼児(小学校就学前)とその保護者

場所 困男女共同参画センター「ウィズ」(福祉保健センター前)

問い合わせ先 困男女共同参画センター「ウィズ」☎24-3529番(FAX共用)



健康だより

健康推進課
(平田町・福祉保健センター1階)
☎24-0816
FAX24-5870

電話番号は、おかけ間違いのないようにご注意ください。

すくすく ベイビー



若松 秀祐
(清崎町)



嶋本 結衣
(田附町)



宗宮 伯斗
(野瀬町)



ひこね元気計画21
マスコットキャラクター
“コンキー君”

ひこね元気計画21
推進中!



新型インフルエンザワクチン接種

対象者と接種スケジュールの目安

この情報は、12月3日(休)現在の情報をもとに作成しています。

新型インフルエンザワクチンは、新型インフルエンザ対策にとって有効な手段の一つです。しかし万能の解決策ではありません。また、生産量が限られています。今回の新型インフルエンザワクチン接種は、個人の意思が尊重

されます。優先接種対象者についても、接種義務が生じるものではなく、該当する人のうち、希望者については接種を可能とするものです。
今回のワクチン接種は事前予約を原則としています。

接種回数変更について

- 大人(平成3年4月1日以前に生まれた人)は原則1回接種
- 大人についても、ワクチンが極端に効きにくい持病のある人は、医師と相談して2回接種することもできます。

母子保健

赤ちゃんサロン

☆母子健康手帳をお持ちください。
日時 1月5日(火) 9:45~11:30
(受付は9:30~9:45)
場所 福祉保健センター
対象 2~3か月児とその保護者
内容 子育てに関する情報交換や、友だちづくり

離乳食相談

~1日2回食に進みましょう~
☆母子健康手帳をお持ちください。
日時 1月21日(木) 9:45~11:30
(受付は9:30~9:45)
場所 福祉保健センター
対象 7~8か月児とその保護者(集団指導)

すくすく相談

- ☆母子健康手帳をお持ちください。
- 身体計測(9:30~11:00)
 - 1月7日(木) 福祉保健センター別館2階
対象: 4か月~1歳未満児
 - 1月14日(木) 福祉保健センター別館2階
対象: 1歳以上の児
※絵本の開き読みもあります。
 - 1月28日(木) 福祉保健センター
対象: 4か月未満の児
※全乳幼児対象の個別相談も行います。
 - 身体計測・個別相談(9:30~11:00)
 - 1月15日(金) 東山会館
 - 1月26日(火) WAとねす春日
 - 1月27日(水) 稲枝地区公民館

1月の乳幼児健康診査

健診名	実施日	対象	受付時間
4か月児	12日(火)	平成21年9月1日~15日生	13:00~
	19日(火)	9月16日~30日生	
10か月児	13日(水)	平成21年3月1日~15日生	14:00
	20日(水)	3月16日~31日生	

場 所	福祉保健センター	
1歳6か月児	8日(金) 平成20年7月1日~14日生	13:00~
	15日(金) 7月15日~31日生	
2歳6か月児	14日(木) 平成19年7月1日~15日生	14:00
	21日(木) 7月16日~31日生	
3歳6か月児	18日(月) 平成18年7月1日~18日生	14:00
	25日(月) 7月19日~31日生	

場 所	南老人福祉センター(稲枝支所の北隣・田原町)	
4か月児	27日(水) 平成21年9月生(主に亀山・稲枝地区の児)	13:30~
	10か月児	

※4か月児健診以外、個人通知はありません。
※10か月児以上の健診は、「すくすく手帳」で健診内容・持ち物をご確認ください。
※2歳6か月児健診には、**歯ブラシとコップ**が必要です。



※3歳6か月児健診では、視力検査、検尿があります。朝一番の尿をきれいに洗ったビンなどに入れてお持ちください。

※乳幼児健康診査についてのお問い合わせは、直接、健康推進課に
※該当月に来られない場合は、ご連絡ください。
※4か月児健康診査時にブックスタート事業を、10か月児健康診査時にフォローアップ事業を実施しています。詳しくは、困り子ども未来室☎・FAX28-1580へ

成人の健康

けんこう相談

- 保健師による相談(9:30~11:00)
 - 1月8日(金) 福祉保健センター
 - 1月15日(金) 東山会館
 - 1月15日(金) 福祉保健センター
 - 1月22日(金) 福祉保健センター
 - 1月26日(火) WAとねす春日
 - 1月27日(水) 稲枝地区公民館

※上記の日程以外にも、健康推進課では電話での相談を随時行っています。

栄養相談

- 栄養士による相談
 - ☆治療中の病気がある人は、主治医の許可が必要です。
 - ☆子どもの食事相談もしています。(9:00~11:50)〈予約制〉
 - 1月18日(月) 福祉保健センター

パパママ学級

出産について、もうすぐパパ・ママになる人と一緒に学んでみませんか。
☆母子健康手帳をお持ちください。
内容 赤ちゃんのお世話(お風呂、おむつ交換など)、妊婦体験、育児の話など
日時 1月9日(土) 10:00~12:00
(受付は9:45~10:00)
場所 福祉保健センター
対象 市内に住民登録のある妊娠16週以降の夫婦(夫婦での参加とします)
定員 18組(申込多数の場合は、妊娠週数が進んでいる人や第1子出産予定の人を優先します)
申込期間 12月15日(火)~同22日(火)
申込方法 電話、またはファクスで健康推進課に



対象者	接種回数	予約開始日	接種開始日 ※変更の可能性 があります	助成金額
①妊婦・基礎疾患患者 ^{※1}	1回	受付中	実施中	1回あたり 1,000円 助成
②1歳~小学3年生に相当する年齢の小児	2回	受付中	一部実施中	
③1歳未満児などの保護者 ^{※2}	1回	受付中	12月下旬予定	
④小学4~6年生に相当する年齢の者	2回	受付中	12月下旬予定	-
⑤中学生、高校生に相当する年齢の者	1回 ^{※3}	受付中	1月上旬予定	
⑥高齢者(65歳以上)ただし、基礎疾患を有する者を除く	1回	未定	2月予定	

※1 慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患(医師が必要と認められた人に限ります)
※2 1歳未満の小児は、予防接種の効果が小さいため、その保護者に接種します。また、①~③で身体上の理由で接種できなかった人の保護者も対象になります。
※3 中学・高校生については、現在2回接種ですが、12月中に1回接種となるか判断される予定です。
なお、中学1年生で13歳未満の人は2回接種になります。

予約方法

必ず、受託医療機関(今回新型インフルエンザワクチン接種を実施される医療機関)に予約をしてください。ワクチンは順次製造中で、受託医療機関に定期的に供給されます。供給されたい順番に接種できるようになります。受託医療機関は、広報ひこね11月15日号13ページに

掲載していますが、変更になっている場合があります。受託医療機関の情報は彦根市ホームページにも掲載しているほか、受託医療機関リストが健康推進課、市役所、支所、各出張所に置いています。

接種費用(全国一律)

1回目 3,600円
2回目 2,550円 計 6,150円

▷2回目を1回目と異なる医療機関で接種する場合は、基本的な健康状態などの確認が必要なため、3,600円かかります。
▷接種対象者のうち、低所得者にあたる生活保護を受給している人や市民税非課税世帯の人には全額を、優先接種対象者には1回につき、1,000円を助成しています。詳しくは、広報ひこね12月1日号22ページをご覧ください。

年末年始の 歯科診療

彦根歯科医師会では、12月29日(火)~平成22年1月3日(日)の年末年始の間、次の医院が当番医として診療されます。



月 日	当 番 医	所 在 地	電話番号
12月29日(火)	杉本 歯科医院	蓮台寺町50-50	28-2604
12月30日(水)	北村 歯科医院	城町二丁目15-7	22-0622
12月31日(木)	桜井 歯科医院	小泉町314	24-5850
1月1日(金祝)	北村 歯科医院	平田町137-7	24-1050
1月2日(土)	島野 歯科医院	城町二丁目2-8	22-0476
1月3日(日)	中山 歯科医院	芹橋二丁目3-3	22-7307

※診療時間は、いずれも9:00~15:30です。

この「広報ひこね」は47,850部作成し、1部当たりの単価は7円(1円未満切り捨て)です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

年末年始の市の業務

年末年始の業務カレンダー (●印は業務を行う日です)

日・曜日 業務の種類・施設名		12月			平成22年1月			問い合わせ先など
		29日(火)	30日(水)	31日(木)	1日(金祝)	2日(土)	3日(日)	
囀清掃センター	ごみ収集	●	●					粗大ごみの搬入は9:00~12:15のみ そのほかの搬入は9:00~12:15、 13:00~16:15 詳しくは、ごみの収集カレンダーをご覧ください。 囀清掃センター☎22-2734
	粗大ごみ 燃やすごみなど	午前中のみ	午前中のみ					
中山投棄場	埋立	●	●					搬入は9:00~16:30 彦根犬上広域行政組合「中山投棄場」 ☎26-5250
火葬事業			●	●		●		彦根犬上広域行政組合「紫雲苑」 ☎48-1318
し尿収集事業		●	●					彦根市事業公社 ☎23-4135
水道事業 (水道使用の開始・ 休止受付、料金の納付)		●	●	●				受付時間 9:00~17:00 上下水道料金お客様サービスセンター ☎27-2802、FAX27-2803
休日急病診療所 (福祉保健センター内) 診療科目：内科、小児科		●	●	●	●	●	●	診療時間 10:00~19:00 (受付は18:30まで) 彦根休日急病診療所 ☎22-1119
市立病院 (救急患者の診療)		●	●	●	●	●	●	救急センターで診療 彦根市立病院 ☎22-6050

※清掃センターへの搬入は、大変混雑します。年末までの平日に搬入してください。

※上記以外については、市役所(当直)☎22-1411へお問い合わせください。

市役所は、12月29日(火)から新年1月3日(日)まで業務を休みます。この期間中、各種証明書などの発行はできません。必要な人は、12月28日(月)までに窓口へお越しください。ただし、出生・死亡(埋火葬許可証)の交付は、午前8時30分~午後5時15分まで・婚姻などの戸籍の届出(住所異動の届出は除く)は、休み期間中も受け付けています。当直職員まで申し出てください。また、病院業務などについては上の表のとおりです。

納付受付機関が異なります
水道使用の開始・休止の受付と水道料金・下水道使用料の納付は、上下水道料金お客様サービスセンターで取り扱います。受付時間は、業務を行う日の曜日に関係なく、午前9時から午後5時までです。

市税、国民健康保険料、し尿処理手数料、水道料金・下水道使用料などの納付は、彦根市が指定している金融機関(納付書裏面等に記載)をご利用ください(金融機関ごとの営業日にご注意ください)。

また、コンビニエンスストア利用可能な納付書であれば、コンビニエンスストアでも納付することができます。

年末のごみ収集について
年末のごみ収集は土、日曜日を除き12月30日(水)まで行います。12月28日(月)までは通常どおり収集し、12月29日(火)は火曜日収集の地域、同30日(水)は「燃やすごみ」は木曜日の「容器包装プラスチック」は水曜日収集の地域を収集しますが、両日とも「埋立ごみ」「缶・金属類、びん」の収集はありません。詳しくは「ごみ等の収集カレンダー」をご覧ください。

清掃センターへの搬入はお早めに
年末の清掃センターへの直接搬入は、大変混雑します。家庭から出る「燃やすごみ」、「容器包装プラスチック」、「缶・金属類、びん」は地域の集積所にできるだけだけ出してください。また、粗大ごみ等の直接搬入は、正しく分別し、降ろしやすくしてください。そして混雑を避けるため、早い時期に搬入してください。

中山投棄場への搬入には許可証が必要です
埋立ごみは、中山投棄場の取扱いとなります。事前に囀清掃センター、囀生活環境課、支所、各出張所で許可証の発行を受け、投棄場に搬入してください。

